高知県柔道協会 会長 寛藤 次男 (公印省略)

令和7年度第1回審判更新講習会の開催について(ご案内)

平素より、本県柔道の普及・発展にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。 さて、県内の柔道審判技能向上を目的として、標記の講習会を下記により開催する運び となりましたので、ご案内申し上げます。

ご多用のところ誠に恐縮ですが、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 程 令和7年4月27日(全日本ジュニア柔道選手権大会高知県予選修了後)
- 2 会 場 高知県立武道館
- 3 対象者 B・C ライセンス保持者
- 4 受講料 1,000円(当日徴収)
- 5 講 師 上岡成年(自営業)、弘田恵太(県教委)、豊永輝(県教委)
- 6 申込方法 下記 URL もしくは QR コードから
- 7 担 当 上岡 成年(連絡先:090-7143-0121) ご不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。
- 8 連絡事項
 - (1)B・C ライセンス保持者は、ライセンス更新要件として毎年審判講習を受講 する必要がありますので、必ず受講してください。
 - (2)各自、筆記用具を持参してください。

申込み URL

https://forms.gle/R986DeV9VkCVv4he7



参考資料 公益財団法人全日本柔道連盟公認審判員規程(抜粋)

(審判員資格の有効期間)

第 10 条 S ライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その 2 年後 応当日の直後に到来する 3 月 31 日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ 2 年の有効期間 を更新することができる。

- 2.その他の審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その1年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄する団体は審査のうえ1年の有効期間を更新することができる。
- 3. 審判員の更新要件は原則として以下のとおりとする。

Sライセンス審判員	・審判員更新講習会を毎年受講すること・2 年間に 1 度以上試合の審判に携わること
A ~ C ライセンス審判員	・審判員更新講習会を毎年受講すること ・試合の審判に携わるよう努めること

4. 更新にあたり、審判員は、管轄団体に対して資格の更新の申請を行い、管轄団体は、更新要件を確認のうえ、更新を認めることができる。ただし、管轄団体は、事情により更新要件を満たせない者については、その事情を考慮のうえ、更新の可否を判断することができる。